

議案第37号

鹿屋市特別職の給与に関する条例の一部改正について
鹿屋市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
鹿屋市特別職の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の鹿屋市特別職の給与に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（提案理由）

令和3年8月10日に行われた人事院勧告に基づき、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、本案を提出するものである。